

広報かねやま広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広報かねやま広告掲載取扱要綱第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 金山町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (3) 消費者金融にかかるもの
- (4) 武器等の製造及び販売にかかるもの
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題をおこしている業種や事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

2 広告を掲載しようとする業者及びその使用人等が、贈賄及び業務上の過失等による容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、町長は12月以内の期間において、その広告を掲載しないことができる。

3 第1項の規定による規制の対象となった業者並びに業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることがある。

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの

- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品またはサービスを提
供するもの
- ウ 他を誹謗、中傷、又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
- エ 氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用したもの
- オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れがあるもの
- カ 社会的に不適切なもの
- キ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該
当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）をしているもの
- イ 射幸心をあおるような表現のもの
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種・商法・製品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例
又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するもの
とする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

2 「医療法」、「あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」、「柔道整復
法」、「医師法」、「薬事法」、「薬事法施行令」及び「医薬品等適正広告基準」に違反するものは
掲載しない。

3 町その他公共機関等の許認可が必要な業種等には、免許番号等を表示させるものとする。

4 広告主には、各種法令等を遵守させるほか、公正競争規約及び広告に関する事業者団体等の
自主規制についても遵守させるものとする。

5 法令等の遵守について疑義がある場合は、広告を広報紙に掲載しようとする者（以下「広告主」という）に対して主務官庁等に確認させるものとする。

（表示基準）

第5条 責任の所在を明らかにするために、広告主の氏名又は法人名ならびに所在地及び連絡先を表示させるものとする。

2 連絡先の表示基準は次のとおりとする。

(1) 電話番号は、市外局番を含む固定電話番号とし、携帯電話、PHS及びIP電話のみの掲載は認めない。

(2) 通話料が発信者負担の統一番号等の場合は、着信地、通話料金等を明示させるものとする。

(3) 携帯電話は、プリペイド方式の契約のものであってはならない。

3 ウェブサイトのURLを表示する場合、表示されたサイトから第3条及び第4条の規定に抵触する内容のサイト等のいわゆる有害コンテンツへのリンクが設けられてはならない。

4 電子メールアドレスを表示する場合、インターネット接続サービス機能がある携帯電話等及び無償で提供される、いわゆるフリーメールならびにこれらに類するメールアドレスは表示を認めない。

5 インターネット接続サービス機能を有する携帯電話等からウェブサイトへの接続を容易にするための二次元バーコードを表示する場合は、確実に機能することを広告主に実証させるものとする。この場合において、その接続先等は、第3条及び第4条の規定に抵触するものであってはならない。

（その他）

第6条 この基準に定めるもののほか広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。